

平成23年第4回西郷村議会定例会

議事日程（4号）

平成23年12月9日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第80号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第81号 西郷村税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第82号 西郷村コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第83号 西郷村道路線の認定について
- 日程第 5 議案第84号 西郷村道路線の廃止について
- 日程第 6 議案第85号 西白河地方衛生処理一部事務組合の解散について
- 日程第 7 議案第86号 西白河地方衛生処理一部事務組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第 8 議案第87号 白河地方水道用水供給企業団の解散について
- 日程第 9 議案第88号 白河地方水道用水供給企業団の解散に伴う財産処分について
- 日程第10 議案第89号 白河地方広域市町村圏整備組合規約の変更について
- 日程第11 議案第90号 平成23年度西郷村一般会計補正予算（第9号）
- 日程第12 議案第91号 平成23年度西郷村墓地特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第92号 平成23年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第93号 平成23年度西郷村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議案第94号 平成23年度西郷村農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第95号 平成23年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第96号 平成23年度西郷村水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第18 議案第97号 平成23年度西郷村工業用水事業会計補正予算（第4号）
- 追加日程第1 議案第98号 西郷村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 追加日程第2 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第19 請願・陳情に対する委員長報告

◇総務常任委員会

- 陳情第 4号 西郷村ニュータウン（大字熊倉字東高山1-336）付近の分譲地に対する意見書（継続審査）

◇文教厚生常任委員会

請願第 5号 「公的年金の改悪に反対する」意見書を求める請願

◇産業建設常任委員会

陳情第 5号 村道22号線（米、長坂線）の拡幅改良工事に関する陳情書

日程第20 発議第 8号 公的年金の削減に反対する意見書の提出について

日程第21 発議第 9号 東京電力福島第一原子力発電所の事故による賠償範囲地域除外に対する決議文について

日程第22 議員派遣の件

日程第23 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

日程第24 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

日程第25 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

日程第26 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

日程第27 放射能対策特別委員会の閉会中の所管事務調査の件

日程第28 例月出納検査結果報告

日程第29 閉会

・出席議員（18名）

1番 鈴木勝久君	2番 真船正晃君	3番 南館かつえ君
4番 藤田節夫君	5番 金田裕二君	6番 仁平喜代治君
7番 秋山和男君	8番 徳田進君	9番 小林重夫君
10番 白岩征治君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 高木信嘉君	14番 後藤功君	15番 佐藤富男君
16番 室井清男君	17番 大石雪雄君	18番 鈴木宏始君

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
教育長	加藤征男君	会計管理者兼 会計室長	真船和憲君
参事兼 総務課長	大平一美君	税務課長	金田昭二君
住民生活課長	藤田雄二君	参事兼 福祉課長	君島喜弘君
参事兼 健康推進課長	円谷文雄君	商工観光課長	渡辺文雄君
農政課長	金田勝義君	建設課長	高橋廣志君
企画調整課長	須藤清一君	上下水道課長	池田有次君
学校教育課長	水野由次君	生涯学習課長	相川博君
農業委員会 事務局長	皆川博三君		

・本会議に出席した事務局職員

議会議務局長 兼監査委員 主任書記	松田隆志	次長兼 庶務係長	藤田哲夫
主任主査	池田早苗		

◎開議の宣告

○議長（鈴木宏始君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎表彰状の伝達

○議長（鈴木宏始君） 日程に入るに先立ち、議長より諸般の報告をいたします。

去る8月に開催されました福島県町村議会議長会において、理事としての功績があったことにより高木信嘉議員が感謝状表彰を受けましたので、ご報告申し上げますとともに、ここで感謝状伝達式を行います。

表彰されました高木信嘉君、前へお進みください。

（表彰状 伝達）

○議長（鈴木宏始君） 受賞されました高木信嘉君、誠におめでとうございます。

それでは、本日の日程に入ります。

（「議長」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 議長に時間の猶予をお願いしたいと思いますので、一言申し上げる次第でございます。

原発の補償問題についての緊急質問という形でございますので、この時間を許していただきますことを望みます。

○議長（鈴木宏始君） 分かりました。協議をいたしますので、暫時お待ちください。

◎休議の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休議をいたします。

（午前10時02分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前10時04分）

○議長（鈴木宏始君） ただいまの発言について議会運営委員長と協議をいたしました。

ここで緊急質問を行うことができるのは、質問が緊急を要するとき、そのほか真にやむを得ないと認められ、しかも議会がその質問を行うことに同意したときに限られるということになっておりますので、緊急質問をこの議会でお諮りをして、皆さんのご賛同が得られれば緊急質問という扱いにしたいと思いますけれども、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） それでは、おはかりをいたします。

これから（不規則発言あり）いや、今のは理解を求めたので。

それでは、おはかりをいたします。

16番室井清男君より提出されました発言に対して、これから緊急質問をしたいということでございますので、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) それでは、異議なしと認め、これを緊急質問として扱うことといたします。

発言を求めます。

○16番(室井清男君) ありがとうございます。

これは、皆さんもテレビ報道や何かでもって明らかにされておりますように、昨日から今朝冒頭にかけてのニュース番組においても、県南方部、あるいは福島県下全般にわたるところの原発に対する補償問題が盛んに審議されているところでございますので、この件について我が西郷村におかれましても、原発災害による補償問題すべてを絡めて調査特別委員会まで設置されて、今審議をしている最中でございますので、この件について質疑、村長に対する質疑・応答をいたしたいと思っておりますので、よろしくお祈りを申し上げる次第でございます。以上です。

○議長(鈴木宏始君) 16番室井清男君。

○16番(室井清男君) ただいま質疑という言葉を使ったわけでございますが、これは質疑でなくて、法律用語からいっても質問ということになっておりますので、緊急質問をいたしたいと思っておりますので、よろしくお取り計らいを願います。

以上でございます。

(「議事進行」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 15番佐藤富男君。

○15番(佐藤富男君) 15番、今、16番室井清男議員から緊急質問ということで出まして、正に今、村内の方々がご心配されている。そして、また、今議会を除けば、この問題について執行部と共に協議する場もないということで、この場が非常に緊急を要するときかなと思っております。そういう中で、今、室井清男議員から緊急質問が出ましたが、議長において室井議員同様に、これから同じように村長と今後の問題について、また今後の進め方等についても含めて質問のある議員については、みな質問できるような形に時間を取っていただきたいと思っておりますが、おはかり願います。

◎休議の宣告

○議長(鈴木宏始君) 暫時休議します。

(午前10時09分)

◎再開の宣告

○議長(鈴木宏始君) 再開いたします。

(午前10時15分)

○議長(鈴木宏始君) ただいま15番佐藤富男君より発言がございました件について協議をいたしました。

今月6日に出されました紛争審査会の地域、賠償地域が限定された件について緊急を要するという事と、1人だけではない議員それぞれに村長に対して質問を加えたいというふうなこともあろうかというお話でございますので、この度に限りましては、皆さんにおはかりを申し上げて、この点について質疑をしたい、質問、答弁をやりた

いというふうなことでございますので、そのような形で本会議を進めてよろしいか、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

- 議長(鈴木宏始君) 異議なしと認めますので、ただいま15番佐藤富男君の発言の趣旨のようなことで進めてまいります。よろしく願いをいたします。

◇ ◇ ◇

◎原発問題に対する緊急質問

- 議長(鈴木宏始君) なお、時間も限られておりますので、各人の発言は要点を絞りながら簡潔に、そして、また答弁も簡潔にお願いしたいと思います。

ご発言ございませんか。16番室井清男君。

- 16番(室井清男君) 16番、村長に質問をいたしますが、昨日、村長は、この一般質問という議案を中断いたしまして、県のほうにおかれまして、県の首長さんは加わっておるか分かりませんが、町村会として、今回の原発補償に対する県南方部が除外された問題について、かなり突っ込んだところのやりとりが村長にあって行われたんではないかということがございます。その結果、また村長は昨日、貴重な一般質問の時間をあえて参加したものでございますから、まず、その経過等について村長からご説明を願えれば幸いだと思っておりますので、ひとつよろしくご説明お願いしたいと思います。以上です。

- 議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。

- 村長(佐藤正博君) 室井議員の質問にお答えします。

昨日の県知事並びに副知事に対する緊急要請活動につきましては、一昨日1回、西白河、あるいは東白川の市町村長と議長が集いまして、ひとつ今回の線引きについては、やっぱり福島県全部とすべきである。今回の線引きについては基準があいまいであったり、やっぱり自主避難というところに焦点を当てても、やはり福島県を分断することについては受け入れがたいということの意思の統一があって、その後どのような撤回といいますか、紛争審査会の基準を全県とすべきかについての、まず要請を県知事と副知事と打ち合わせ、あるいは要請という形で昨日は行ったわけでございます。もちろんメンバーにつきましては、市長並びに市議会議長、西白河、東白川の町村長並びに代表議長会の会長ということで行いました。内容についても、同じく線引きは会津、あるいは県南、除外されていることについてはやっぱり理解しがたい、よって全県にすべきである。かつ中身は、今回の基準が示されておりますが、それも完全に補償の全体を満たしているものではないだろうと。やっぱり事実を調査して全体の手当てをすべきであるということ骨子として、いろいろやりとりをしたところでございます。中身につきましては、更に今後この組織を所管する文部科学大臣、あるいは県選出の国会議員等に対しても要請活動をしていこうではないかと。については県内といいますか、年内にもやってはどうか、あるいは、そういったところの日程調整もしてはどうかということまで方向付けができましたので、今後やり方ですね、要請活動の内容等につきましては、具体的にしていきたいというところまでの報告でございま

す。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 今、この県南に住む住民といたしましては、原発の補償問題で県南、東西白河はもちろんのことでございますが、これがこの補償問題から除外されたということに対しましては、かなり強い憤りを感じているところでございます。そこで新たにまた出てきたものは、二本松の米の問題が出てきたのではないのでしょうか。国の基準を上回る放射能汚染の米がまた出てきたということが出てきているんですよ。それと同じように、この県南方部が除外された中でも、これは綿密なこれから調査をすれば、かなりのやっばり原発被害があるのではなかろうかと思えます。調査してないから、これは分からないんですけども、それで、まして今、かなりかわいい子どもさんたちも来ておりますが、親として心配することは、子どもさんに対する食べ物の問題もそのとおりでございます。食事を食べさせるのに安心した食事なんであろうか、また、うちの子どもの限って原発被害を受けて放射能に汚染されていないだろうかという、こういう目が毎日向けられているんですよ。親にとっては、子ども思わない口は一口だってないんですから、そういう状況の中でも、絶対に県南方部の原発の被害が除外されるなんていうことは、これは許しては絶対にならないことですよ。そうした場合に町村会といたしましても、県南方部は一丸となって立ち上がって国、県に厳重なる抗議をすべきだと思いますが、村長、いかがでございますか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 同じ考えでございまして、今後打ち合わせは、来週冒頭に市町村会並びに市長会、6団体合わせてということも含めてきちっと話したところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 大変村長も力強く、全く同感であるということ、これでこそ我が西郷村を代表する西郷村長佐藤正博君であるということが高く評価いたしまして、質問を終わります。以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） そのほか発言ございませんか。

17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） 17番、賠償に値しなかったことに対して、村長に2点ほどお伺いしたいなど、そのように思っております。

今朝ほどの民友新聞で、村長並びに関係の市町村の長さんが県並びに関係機関にご足労して、どうかその範囲内に値するようにお願いしたということに対しては感謝申し上げます。その記事が民友新聞に載っております、私たちも東京に放射能対策委員会として文部科学省のほうに参った当時の政務官のコメントが載っております。読み上げますと、「神本政務官は、対象地域は放射線量、原発からの近接性などを大きな要素として判断された。対象外地域でも、相当因果関係が認められれば賠償されると説明した」ということなんですね。ということは、この賠償責任が、賠償してくださいということで、村としてこの関係機関に書類なども添付したのかどう

か、1点目としてお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 村としての原賠審からの要請等については、まだ承知していませんが、それは別などといいますか、県とか全体のことを併せてやったのではないかという推測でございます。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） 17番、続けて質問させていただきます。

私の質問が悪いのかもしれませんが、決定するにあたっては、行政からの書類を原子力損害賠償紛争審査会のほうに送っていないことには、審査するのにも私はできないのではないかなと思うんですね。そんな中で、事前に西郷村として、この審査会のほうに書類を添付か何かはしたのかどうかをお伺いしているんですが、その辺はどうなんでしょう。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 特別審査会から要請があつてということではありません。推測するところ、モニタリング各省、文部科学省もやっていますね。それから、全体の資料を全部集めているものだと思います。そういった調査の上に立って今回は自主避難も含めた、あるいはそれを動機づけたこと、あるいはできなかったこと、人に対してどうするかということにウエートを置いたというふうに書いてありますので、それ以外のこともあるだろうというのが私どもの言い分になるというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） 今後、神本政務官が、このような発言をしている以上は、町村長をはじめ村も議会も一緒になつていかなくちゃならないと私も思っております。そんな中で、やはり一方では要望書なりいろいろ出す反面、村としても、あらゆるデータを揃えておく必要があるのではないかなと思うんですね。じゃないと、行政というのは、どちらかという書類で判断される可能性もあるから、やはり騒ぐ反面、冷静な立場で揃えるものは揃えるというふうにしたほうがいいと思うんですが、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ご指摘そのとおりです。

昨日、副知事とのお話では、具体的に審査会の方針を決める基準、あるいは、今回の自主避難とか、そればかりではない。要するに福島県全県を対象とするためには、今申されたとおり、あらゆる客観的なデータを出す、それが福島県に共通であること、今回、分断を覆すといったことが必要になってきますので、そういったことを数字として、あるいは項目として出して、そして新たな審査に対しては、そういったことも参考にしてもらって決め直してもらおうといった運動が必要だというふうになりましたので、今のことについては当然、データ等も全部揃えたものを全部福島県中集めるといったことも当然出てくるものと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○ 17番（大石雪雄君） 17番、更に質問を続けたいと思うんですが、是非村長、そのような方向で、それこそ村民の方々は挙げて大変お叱りを得ている段階ですから、それこそ一生懸命やっていただきたいなど、そのように思っております。

あとは、これは憶測なんですけど、先ほど村長のほうで、国のほうで客観的に見つめて是非を市町村に出したという観点からいくと、あくまでも憶測なんですけど、ATカーニー社が特区で予算化されたのをご存じだと思うんですが、その時点では80キロ圏外だから是非西郷村においでくださいと、放射能は心配ありませんよということで国のほうに課のほうで出向いた経緯があると思うんです。ですから、そういうものが因果関係になっていないのかどうか、村として判断される判断の一つに因果関係はないのか、お伺いしたいなど、そのように思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ATカーニーは関係ないと思います。

ただ、距離については、アメリカの基準は50マイル、80キロでずうっと前から出ていますね。今回も距離はということがあって、避難者の数と人口の比率とか4項目書いてありましたですね。ただ、線量については※印で参考とした項目からどの程度にするか※印付いていましたが、それ以外の距離の問題とかも書いてありました。それだけでいいのかというのが私たちの主張でありまして、距離とか何か東の数も分かりますが、数字としては、それ以外のほうが大きいと私も思っていますし、昨日の話の中も、それ以外のこともいっぱいあるということをおもひながら言っているところがございます。

○ 17番（大石雪雄君） 質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○ 15番（佐藤富男君） 15番、村長、まず呉越同舟、今ここで、やっぱり同じ目的に向かって議会と執行部が一生懸命取り組んでいくという姿勢をお互いに持って進んでいきたいと、そのことを村長も私も、ここできちんと断言したいと思います。

それで村長、先日、夕べのインターネットで見たときに、ある方が言っていたんですが、線引きしました。それに対して、放射能が自治体の線引きどおりに避けているのかということですね。放射能が自治体ごとに、ずうっと見ていったのではなくて、紛争審査会は自治体で分けましたけれども、放射能は自治体で分けていってない。正にこれ的を射たことで、これはすごい言葉だと思ったんです。このことを村長、ひとつ強く審査会のほうにも申し上げていただきたい。

それと、あと今回の被曝の地域の振り分けにおいての基準が非常にあいまいだということですね。これについても、実は石川町のある方がインターネットで言っておりまして、結局、賠償の範囲を広げることに慎重な見方もあるという中で、比較的放射線量が低い石川町の農業小湊さんという方80歳は、賠償を受けるのは申し訳ない気持ちと。生活に大きな変化はなく、ここより線量の高い地域への賠償に力を入れるべきでは。東電や国の財政を考えると、収まりがつかなくなるのではないかなというように、こんな本当に私たちからすると考えられないようなコメントも出てくる。正に、

これは会津、県南、そして、また今回指定を受けたところとの県の分断、徐々に出てくるのかなという、非常に恐れ感じます。ですから、こういったことにならないうちに、早期に村長、今朝の新聞を見ますと署名活動をするということでございますので、これ来月取りまとめると言っていますが、私は村長、どのような方法でやるか、ちょっとここでお聞きしたいと思います、とりあえず行政区長会なり、また我々も協力しながら、とにかく1週間、10日で署名活動を終やすという気持ちで取り組んでほしいんですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） まず、第1点、町村を放射能がよけてちゃんと区割りどおり走ったか。全く同じ意見を持っている人が一昨日のニュースステーションに出ましたね。柏の女性の方、もう1人は丸森の町長さんであります。やっぱりSPEEDIの図面を見ますと、市町村の線引きは本当に暫定だということがはっきり分かります。昨日も、その点はみんな出ましたですね。もう1つは、署名活動も昨日、もう既にそういった案が出まして、すぐに原案を作ってやろうではないかということをお考えを今考えています、言われたとおり、区長会に要請をしたり、いろんなことをしながらということで、今原案を作ろうと、今日の午後とか来週の月曜日にも案作りに行きますので、是非そういったことで多分年内の活動と、それが年明けても出てくるだろうと今思っております。どこかの時点でこれを積み上げてやろうという気が今しているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 15佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） これは、恐らく時間が経てば経つほど、この影響力は少ないと思いますので、署名活動も早急に、今日議会が終わった後に役職の方を集めてそれで十分、早期にできるようにお願いをしたいと思います。

それから、今回の原子力損害賠償紛争審査会の委員として、昨日も言ったんですが、福島県の伊達市の除染アドバイザー田中俊一さん、この方が、いわゆる役歴は、原子力委員会前委員長代理、そして、元日本原子力学会長、元日本原子力研究機関開発機構特別顧問ということで、正に御用学者なんです。そして現在は、原発事故によって自分たちが進めてきた責任を取るような形の中で、伊達市の除染アドバイザーになっていると。そして紛争審査会の委員、そして、今回のこの決定に対してどのような発言をされたか分かりませんが、これについてはきちんと町村会、県知事のほうでも田中俊一さんにこの真意を確かめて、県民の怒りをぶつけて、そのような怒りを審査会で発言するという行動を取るように村長からお願いしたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 審査会に直接私たちが行っているのかどうかということをお聞きしましたが、田中さん個人に聞くのは何かの手立てでやってみたいとは思いますが、やっぱり、今まで原子力に関する方々のグループというのは、なんか原子力村みたいで、利権の構造の集積場所みたいに言われておりますが、本人とか斑目委員長とか、関連

する今までの意向を聞きますと、私たちは一生懸命やっていると。その差が相当ありますので、今回、福島県のアドバイザーとなれば、あの人だけですねということなので、全体にはなかなか入れないらしいです。委員会までの直接要請は。しかし、文部科学大臣にはできるだろうと昨日分かりました。ただ、個別に田中さんに、どういう手立てでやるかについては、ちょっと聞いてみる手立てをいろいろ県のほうとも相談して聞いてみたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 最後になりますが、是非この田中さんについて、この人は例の山下俊一さんと同じ仲間だそうです。あの評判の悪いですね。

それで、実はこれ最後にこのことを読み上げたいんですが、昨日載っていた記事なんです。「この田中俊一さん、いわゆるバリバリの原子力推進人生を歩んできた大物田中俊一氏（工学博士）が飯舘村長泥地区の区長の家に入り込み、村を除染するには村に産廃場みたいなものを造ってと持ちかけることがあったと。そして、既に放射性物質で汚染されたごみを捨てる産廃のようなものを造る気満々で、設計図まで持っている。しかも訪れているのは役場ではなく区長の家だと。そして、原発、風発でさんざんやってきた手口と全く同じで、自分たちが騙してきた原発詐欺で日本がこんなことになっているのに、薄笑いを浮かべながら、これを造らないと帰れなくなっちゃうよと、区長を脅した」というような。籠絡するですね。そして、シロアリを他人の家の床下に撒いて、お宅にはシロアリがいますね、掃除する、駆除するにはと持ちかける詐欺商法の究極なバージョンだと。そして、「田中俊一氏は、原発推進をしてきた立場を懺悔して、これからは除染に努力すると言っているが、その懺悔は国民への懺悔ではなく、自分が所属していた原子力村への懺悔であることは明々白々だ。へまをしてしまって利権共同体の仲間達に迷惑をかけた。お詫びとして、今度は自分が率先して詐欺実行部隊の先頭に立って動くよという懺悔だと。東北の人たち、特に汚染された自治体の首長たちよ、この手口にまた乗っかるのかと。目を覚ましてくれ」ということが、このインターネットに載っております。この真実や真偽は定かではありませんが、どうか、この田中俊一氏については、きちんと町村会、県知事を通して、そして彼の真意を聞いて、また紛争審査会に臨むにあたって、我々の気持ちを十分汲んだ発言をしてくれということをお願いしたいと思っております。以上です。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今般、改めて前佐藤栄佐久知事さんの「福島原発の真実」という本を読みました。やっぱり当時から相当な慎重な人だというふうに分かりましたが、相当懸念材料を持っていたと改めて分かった次第であります。

1つは、やっぱり最終的な原子力発電による高レベルの廃棄物、この処理方法が決まっていない。それをブルサーマルということで再利用しようというシステムが破綻したということがあったりして、やっぱり今回の問題は、そこにスタートしているということが明らかになったということが本当によく分かってきたところでございます。

どうか、今のことがやっぱり県民として、あるいは私たちも、そこから派生しているものだというふうに理解しますので、やっぱり安全性と、それから、今回起きてしまったことに対する補償といますか、賠償は完璧にしてもらおうように私たちは声を挙げる必要があるというふうなことで、よく今の話はやっていきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） そのほかございませんか。14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） せっかく時間をいただいて、これは全く本当に重大な大変な問題でありまして、我々の生存権が既に脅かされたと、こういった、今後これどういふふうに収束して、これが終わっていくのかと、そういう道筋が見えていませんね。その中で、原子力損害賠償審査会、それが結論を出したと。私は、この学者の連中が東京の机の上で、要するに他人事なんです。自分たちが福島県の現場にいて生活しているわけでもない、東京で一つの政府の諮問機関で審査会と、そういう、それにやってくれと、補償の適当には言わないが、結局適当なんです。結果的に。そういった現実この審議会のメンバーに、この御用学者どもに我々が希望を抱いても何のそんな進展はないと思うんです。これはやはり、その任命をした政治の責任なんです。私は、民主党政権の今のこういった、そういうでたらめなこういう連中に委ねた民主党政権の最大の責任である。ということは、この福島の原子力災害に対して、全くずさんというか、本当に我々のことを考えてない結果の表れだと。我々は、じゃ、しかるべき、どういふふうに今後やっていったらいいのかというと、こんな審査会の連中にいくら言っても糠に釘、しょせんは学者の世界で、ああだ、こうだと能書き垂れて飯を食ってる連中なんです。ですから、これはやっぱり野田内閣、昨日の国会の審議のやりとりを見ていると、当事者である枝野産業大臣は、これまた本当に話にならない答弁をしています。ということは、この福島県のこういう今回の外した、外されない、そのことに関して因果関係が証明されれば考えてやるような答弁をしていますね。全く我々のそういう現場の惨状を無視した答弁である。ですから、我々は政治レベルで、その政治に対して猛抗議をして、あらゆる反対運動を起こさないと、これはだめだと思うんです。この民主党政権そのものを転覆するような、やはりそういうことを取っていかないと。まして、これ福島県には原子力閣僚がいるわけですよ、野田内閣に入った。そういった人たちは何をやっているんですか。何も発信してないでしょう。これは我々福島第3選挙区の現職の大臣が、なんですか、これ。今ははっきり言いますが、玄葉大臣ですよ。これ、佐藤村長も恐らく支持していると聞く。福島県第3選挙区なんていうのは、本当に玄葉大臣一色だと。どこに、そういった方に抗議したらいいんじゃないですか。そんな、訳の分からない学者どもに言たって、しょせん彼らは他人事なんです。玄葉大臣、あんた今度はもう支持しないよと、そういった、やはり効果的な、我々有権者ももっと怒らなきゃだめですよ。そんな、やはりこれは政治の力でどうにでもなるんでしょ、これ。いや、審査会はそういう答申をしたけれども、なにも野田総理以下政治が日本国を運営しているわけだから、いや、これはそういうことにとらわれないで、一朝の大変なことだから福島県は全県民救済しますという、一言で決まるでしょう。なぜ、そういう佐藤知事はじめ我

々為政者、政治に司る人間は、そういうことをやっていかないか。そんな審査会にどうのこうの言ったって、らち開きませんよ、今に至っては。もう既に答申しちゃっているんだから。ですから、これはやはり政権中枢、政治に対して、より強力な猛抗議をして、民主党はもう今後選挙に入れませんとはっきり申し上げればいいんですよ。そういうことをやはり有権者と共に我々運動していくのが一番私は効果的な抗議の結果の出せる技だと思いますよ、どうですか、村長。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お話、本当にごもっともだと思います。いろいろ党派のことをお話しされましたが、今回の問題は本当に国会として、議員として、やっぱり国のエネルギー政策、これまでのずうっと流れがあります。エネルギー問題については、もう既に40年前の話、朝日新聞に連載されておりましたですね。双葉郡の話がずうっと書いてありました。結局、そこに携わったものすべての責任。特に国会においては、やっぱりエネルギー問題の方針、法律を作って、それを推進してきた結果としてこうあったということですので、やっぱり全国議員が責任を感じてやっていただきたい、このように要請をします。かつ、今、審査会だけではだめだろうと、政治判断、最終的には多分言われたとおり、その基準を決めるのは行政といいますか、政治判断になるところありますね。やっぱり指針を示してどう運用していくか、それに則って。今までの原賠審に関するやり方は、やっぱり9月、10月は、審査会の指針1回8月に出ましたので、そのとおり早く補償しなさいということを今まで要請活動として知事と一緒にやってきました。しかし、今回は別編みでの線引きで出てきましたので、この中身をどうするかという、もっと深まった話になってきましたので、やっぱりやり方、指針を撤回する、それから行政判断としての政治判断、いろんなことが言われたとおり入ってくるものというふうに思っておりますので、責任あるものすべてが双方向に力を出せるように活動していきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 付け加えるならば、要するに野田総理も昨日の答弁で、本当に枝野大臣同様、因果関係がはっきりしたら補償うんぬんという、そんな寝ぼけたことを言っているんですよ。本当に、これは日本の政治の民主党は我々はある程度期待しましたが、全くがっかりしましたね。我々国民のことを第一に考えるんじゃなくて、そういう学者ども、要するに原子力村で、要するに私から言わせれば悪の巣窟みたいな、そういう連中の意見を聞いて、国民の、我々のそういった切実な願いを全然聞いていない。これは、やはり民主党政権を倒すほか道はないと私は思いますよ。ですから、政治レベルでは、そういったことで各首長、いろんな政治の現実にやっている人は、そういう人々の切実な願いをやはり総理を動かし政権を動かす、そういうことを強く抗議してくださいと私は切にお願いをするものです。以上です。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 2週間前に、実は首相官邸に行って野田総理大臣にお会いしました。知事と一緒に。賠償が遅れている、農家は出荷制限があった牛乳、それをやっぱ

り早く進めてもらいたいという趣旨で行ったわけです。そのときに申し上げたことは、やっぱり今の国会の動きを見ていると、別なほうの外交問題とかT P Pの問題でもう大変な忙しさでした。私たち会ったときも、10時半から委員会があったときの時間を割いてくれて、そのときに、やっぱり風化することを恐れる。福島県の問題は、ほかのことにかまけて風化することを恐れていますということを申し上げたのであります。やっぱり一番ほかのこと、他人事だということが霞ヶ関になった時点で相当我々は力を覆す努力をしなければならんというふうに思った次第でございますので、いろいろあったお話はよく分かりましたが、そういったことでやっていきたいと思いません。

○議長（鈴木宏始君） そろそろ閉じたいと思いますが、よろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認め、ここで緊急質問等についての審査を閉じます。終わります。

◇

◇

◇

◎追加日程の議決

○議長（鈴木宏始君） ここで議案1件、諮問1件が追加提案されました。

議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

それでは、議案を配付いたしますので、暫時休憩いたします。

（午前10時55分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前10時56分）

○議長（鈴木宏始君） 配付漏れはございませんか。（なし）

◎追加議案の上程（議案第98号、諮問第3号）

○議長（鈴木宏始君） それでは、追加提案されました議案1件、諮問1件につきましては、日程第18の次に追加日程第1、議案第98号、追加日程第2、諮問第3号とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

それでは、追加日程第1、議案第98号及び追加日程第2、諮問第3号の案件を一括上程いたします。

職員に議案を朗読させます。議会事務局長。

（事務局長、議案書により朗読）

○議長（鈴木宏始君） 議案の朗読が終わりました。

◎提案理由の説明

○議長（鈴木宏始君） 続いて、提出議案に対する提案理由の説明を求めます。

村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 本日追加提案いたしますのは、西郷村固定資産評価審査委員会委員の選任についての議案と、人権擁護委員候補者の推薦についての諮問の2件でございます。

まず、議案第98号「西郷村固定資産評価審査委員会委員の選任について」であります。現在3名の西郷村固定資産評価審査委員会委員を選任しておりますが、武井保氏が今年21日をもって任期満了となりますので、再度委員として選任いたしたく、議会の同意を求めます。

武井氏は、熊倉小学校をはじめといたしまして、西白河郡内及び白河市の小学校で40年間にわたり教鞭を執り、障がい児学級の運営など教育に大きな功績をのこしてまいりました。退職と同時に間ノ原真野原行政区長につき、平成5年4月から平成7年3月までは西郷村行政区町会会長、また平成5年4月からは西郷村納税貯蓄組合連合会役員、会長、白河地区納税貯蓄組合連合会理事を歴任しており、平成17年12月からは西郷村固定資産評価審査委員会委員として、審査申し出の審査にあたってまいりました。温厚な性格、豊富な経験から信望も厚く、今後においても公平かつ公正な立場で任にあたられるものと考え、再度固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、議会の同意を得ようとするものでございます。

次に、諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦について」の諮問の説明をいたします。現在、本村においては6名の人権擁護委員が委嘱されておりますが、このうち田邊敏捷氏が平成24年3月31日をもって任期満了となりますので、再度候補者として推薦したいため議会の意見を求めるものであります。

田邊敏捷氏は、昭和44年6月から現在まで42年以上にわたり西郷村統計調査委員を務めており、また、平成10年からは西郷村民生児童委員、平成11年4月から平成13年までは間ノ原行政区長、平成13年4月からは白河地方薬物乱用防止対策指導委員、平成17年4月からは福島県さつき荘第三者委員として、それぞれの職務に精励され、平成15年4月からは人権擁護委員を委嘱されておりますが、他の人権擁護委員とともに特設相談所の開設や人権に関する講演、啓発活動などへの取り組みを行ってまいりました。豊富な経験により今後更に人権擁護への活躍が期待されることから、再度人権擁護委員候補者として推薦いたしたく諮問をするものでございます。

以上、議案、諮問についてご説明を申し上げます。ご審議のうえ、ご同意、ご意見を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 提出議案に対する提案理由の説明が終わりました。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午前11時20分まで休憩いたします。

（午前11時01分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前11時20分）

◎議案第80号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第1，議案第80号に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第80号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（鈴木宏始君） 挙手多数であります。

よって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◎議案第81号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第2，議案第81号に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第81号「西郷村税条例等の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◎議案第82号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第3，議案第82号に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第 8 2 号「西郷村コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第 8 2 号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◎議案第 8 3 号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第 4, 議案第 8 3 号に対する質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第 8 3 号「西郷村道路線の認定について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第 8 3 号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◎議案第 8 4 号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第 5, 議案第 8 4 号に対する質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第 8 4 号「西郷村道路線の廃止について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第 8 4 号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◎議案第 8 5 号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第 6, 議案第 8 5 号に対する質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第85号「西白河地方衛生処理一部事務組合の解散について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第85号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◎議案第86号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第7，議案第86号に対する質疑を許します。
（「質疑なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第86号「西白河地方衛生処理一部事務組合の解散に伴う財産処分について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第86号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◎議案第87号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第8，議案第87号に対する質疑を許します。
（「質疑なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第87号「白河地方水道用水供給企業団の解散について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第87号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◎議案第88号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第9，議案第88号に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第88号「白河地方水道用水供給企業団の解散に伴う財産処分について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第88号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◎議案第89号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第10，議案第89号に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第89号「白河地方広域市町村圏整備組合規約の変更について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第89号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◎議案第90号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第11，議案第90号に対する質疑を許します。

12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番、議案第90号について質疑をしたいと思います。

予算書の最初に33ページ、第1款村税について1点まず伺いたいと思うんですけども、固定資産税に関して、現年度課税分が減額補正されて滞納繰越分が増額されていると、これについてまずご説明いただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 税務課長。

○税務課長（金田昭二君） 12番上田議員のご質疑にお答えいたします。

村税の固定資産税でございますが、現年課税分の償却資産、今回2億5,700万円を減額しておりますが、これについては、東日本大震災に伴いまして村内の企業が償却資産に損害が生じまして、半壊以上、住宅の基準と準じて適用しておりますが、2割以上を超えるものについては半壊以上と認定いたしまして、40%の減免を行うものでございます。また、40%以上のものについては60%の減額ということで、大規模半壊として適用しております。それらが今回の震災の復旧がある程度見通しが立ってきておりますので、それらを減免するものでございます。

また、2節の滞納繰越金につきましては、当初予算で1,800万円の予算を計上しておりましたが、今回それを上回る収納が見込めるため、更に900万円を増額したものでございます。以上です。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 震災に伴う固定資産の減額補正ということで理解をいたします。

これが、村長がたぶん5月の臨時会のとときかな、村が行った独自の減免措置の流れなのかなというふうに理解をしますけれども、もし違うのであればご指摘をいただきたいというふうに思います。

続きまして、7ページのほうにちょっと移動しまして、地方債の補正がございます。歳入欠陥債という、あまり聞き慣れない言葉が出てきます。この金額を見てみますと、先ほど私が申し上げたこの金額と同じ金額ということで理解をするところなんですけれども、いわゆるこれは災害に伴って村が減額をした分を起債を起すということで理解をするところなんですけれども、この歳入欠陥債、あまり聞かない言葉だなというふうに思います。本来であれば、これは村が起債を起すのではなくて、交付税で賄うのが国が本来やるべき姿ではないかなと思うんですけれども、これに関して村は、どのように国と協議をされたのか、県と協議をされたのか、お示しをまずいただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ご指摘にお答えします。

ご指摘のとおり、本当は国税でもらいたいところですね。ただ、システム上、この歳入欠陥債は前からこういった制度を作りまして、当該年度で措置できない額になる場合が今までいっぱいあったということで、後年度負担は交付税で見ますが、歳入同等分については歳入欠陥債で賄っていただきたいという制度がありますので、これに乗っているというところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） システム上の措置ということで今説明いただいたんですけども、今の執行部の状況を見ていると、恐らく県、国とも協議をされないままに、制度上こういうものがあるということで活用されたのかなというふうに思います。ただ、ちょっと気になるのは、これは今、村長が言われたように、後年度国が負担をしてくれると、これは確約取れていますか、そのことをまず伺いたいと思います。後年度その国が負担をするとなっていますよね。制度上そうになっているとは思いますが

も、それは国ときちんと確約は取れているのかどうなのかというのをまずお示してください。

◎休議の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休議します。

（午前 11 時 35 分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前 11 時 36 分）

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○総務課長（大平一美君） 12 番上田議員の質疑にお答えいたします。

欠陥債でございますが、条例により地方税使用料その他手数料ということで減免を申請しておりますが、これは震災復興特例による決定を交付するというところでございますが、まだ国のほうから具体的には出ておりません。以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 12 番上田秀人君。

○12 番（上田秀人君） 国との確約が取れていないということで理解をしたいと思います。そういった中で、率的にいけば、この起債に関して 75%しか国は見ないというふうに私は理解しているんですけども、これ、いかがですか。もうちょっと言いましょうか。75%が国で 25%分が村自己負担というふうに私理解しているんですけども、いかがでしょうか。

◎休議の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休議します。

（午前 11 時 38 分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前 11 時 39 分）

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○総務課長（大平一美君） 再質疑にお答えいたします。

この欠陥債につきましては、この災害ということで災害救助費に関わる地方負担ということでございまして、これは 100%あとでいただけるということで申請しております。

○議長（鈴木宏始君） 12 番上田秀人君。

○12 番（上田秀人君） 後年度で国のほうから 100%補償されるということで、今答弁いただいたんですけども、そのように理解をしたいと思います。ただ、実際に、それが履行されるのかどうなのかというのは、絶えずその不安がついて回る。前段、今日もいろんなお話が出ましたけれども、私についてもやはりその部分が不安である。その確約が取れないままに、このことをやられたということは、ちょっと不安もあります。ただ、村長が 5 月の段階で、この固定資産の減免措置を行ったということに関しては私は大いに評価をする部分あります。ただ、そのバックとなる裏付けがきちん

と対応されていないという部分は、やっぱり指摘したいなと思います。更に申し上げれば、こういうことを行うにあたっては、先ほど申し上げましたように、地方交付税できちんと対応させるように私は国に求めるべきだと思いますね。この下にあります災害対策債、これにおいてもやはり同じ考えなのかなというふうに理解をします。これに関しても、インターネット上の調べでは95%というふうになっているんですよ。これも、やはり100%後から、後年度で国からちゃんと負担されるのかどうなのかというの、もう一度確認したいと思うんですけども、総務課長、資料、大丈夫ですか。ネット上ではこれ95%となっています。この歳入欠陥債に関しては75%というふうになっているんですけども。後年において100%充填されるのか、ちゃんと確認してください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今言われたのは、たまにしか出てこない言葉で、やっぱり災害です。基本的には、災害は国庫で見るとというのがあって、小さい場合は特別地方交付税、それから予備費3,000億円、国で持っていますので、それで大体賄うのが通常の災害です。今回みたいに大規模なもので全国の相当な数に及んだ場合は、もう予備費とか何かでは足りませんので、これは後年度負担してくださいという制度が今の制度です。75%か95%というのは、では、その該当するお金、西郷村で100万かかりましたが、起債認めるのが95%とか、5%はちょっと努力してくださいと、全部はできないんですけど、国が予算ない場合ですね。そういった場合に充当率が決まっています、事業の優先度によって100とか、あるいは95とか、あるいは70とか決まっております、今回、議員ご指摘のはその部分です。最後はやっぱり交付税の問題になりまして、交付税は本当は需要額と収入額見合う部分の金は、国が制度上確保しなければなりません。しかしながら、財政計画上に地方負担額の中に需要額と収入額の差で、需要額の中に毎年更新されるものがあるんですが、実は隠れた含みがあります。やっぱり既に起債を起こしたものの、交付税の算入した償還、これを見ますというものが既にありますので、需要額の見方がだんだん狭まってきたということです。したがって、打率が悪くなってきたわけです。本当は、増えた分はやっぱり地方税特会を増やしていかなければならないんですが、もう既に50兆以上の赤字を国は抱えていますので、なかなか容易でないということで、その三位一体の中に今の交付税特会はちょっと減らせという話が出てきたので、実際は議員が言われたとおり打率下がっているわけです。打率下がったことを復元するには、やっぱり地方6団体は地方交付税としての特別会計と、それから単年度の地方交付税の措置額、これを増やしてくれと。一番多いときは22兆ぐらい、21兆幾らありましたね、一番多いとき。今は17兆、16兆、三位一体の時15兆弱まで下がりましたので、あのときに反旗を翻して問題を起こしました。今年は災害ありましたので17兆ぐらいになっているのかなと思いますが、でも、言われたとおり懸念材料はまだあります。なぜかというと、国の総体の財政が容易でないから、少子高齢化あるからです。言われたとおり、これは地方6団体で地方交付税特会と単年度の地方交付税財源措置を要望していると

というのが現状でございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 質疑を行いたいと思います。

ただいまの村長の答弁をいただいて、十分に理解をするところなんですけれども、いわゆるこの国の計算の仕方というのは、自主財源を基礎に計算してきていますよね。ということは、後年負担しますよという、その確約をきちんと取らなければ、結局西郷村の財政がまたポーンと回復したときに、あなたのところは自主財源が増えたんですから75%、100%じゃなくて率を下げますよと、こういうことをやられるんじゃないかと私は心配しているんです。このことをきちんと確認をしたかったんですよ。このことはきちんと村長においても国に対して、その責務は取るべきだなというふうには、取っていくべきだなというふうに思います。

あと、もう1つちょっと気になる部分があるんですけども、この歳入欠陥債、この内容を見ていますと、地方税、あとは公共料金なんかに対応できるというふうに私理解をしています。これは多分、地方税と公共料金に対しての分をこの欠陥債で対応することができるかと私理解しているんですけども、それで、まず間違いありませんか、確認したいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○総務課長（大平一美君） 再質疑にお答えいたします。

この条例による地方税、それと使用料ですね、あと手数料等でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ただいま総務課長のほうから、地方税並びに使用料及び手数料ということで答弁をいただいて、このようにも活用できるということを確認いたしました。そこで、ちょっと気になるところが、先程来私申し上げましたように固定資産が今回減免されて、その対応をするためにこの欠陥債で対応したということで理解するんですけども、この固定資産に関して来年度からどういうふうに村がとらえていくのか。いわゆるこの原発によって固定資産の評価というのは完全に下がってしまった。そういった面で、全国一律の評価の率で計算をされて固定資産を計算されても、これは本当に納得いかないものがある。で、それを減額をしました。じゃ、その財源はどうするのかといった場合に、この欠陥債というのは後年度も使えるのか、まず、そこを確認したいんです。いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 税務課長。

○税務課長（金田昭二君） ご質疑にお答えします。

固定資産税の減免につきましては、今年度限りの減免という考え方はしておりますが、ただし、償却資産につきましては、それを復旧した金額の2分の1が4年間にわたって半分の課税となっていきます。ですから、来年度以降、税収は相当落ちていくと思っておりますが、それに対する起債、今回の歳入欠陥債の充当については、ちょっとまだ調べておりませんので、ご了承願います。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 来年度に関してはまだ把握をされていないということで理解をいたします。ただ、来年度からの減収分に関して、また欠陥債で対応すべきなのかということになってくると、前段私申し上げましたように、これはやはり地方交付税できちんと国が面倒見るべきだというふうに私は考えます。これは原発は人災なのか自然災害なのかということで、いろいろ論議を醸しています。東電のほうは、絶対人災だとは認めない。私らは人災だということで、ずうっと主張してきている。しかしながら、根底にあるのは災害だ。人が起こそうが自然が起こそうが災害は災害。その被害を受けているのは、この西郷村全域の方なんですから、これに対して、やはり国は、きちんと責任を取るように村として十分求めていくべきかなというふうに思います。村長、いかがお考えになりますか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お話、そのとおりだと思います。4年にわたって引きずることになりますと、これは制度の問題ですので、制度は、やっぱり歳入歳出両方相身互いで突合しますので、欠陥債が適用になるべきものと私は思います。ただ、それは確認しておりません。その後の交付税措置についても、同じくという考えであります。ただ、予算上の問題でありますので、それはまた国のほうに要望する事項になるというふうに思っております。

○12番（上田秀人君） 了解です。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑ありませんか。15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 質疑いたします。

3点ほどだと思うんですが、最初に建設課長にちょっとお伺いしたいと思います。

今回、災害関連なんですけど、地域防災崖崩れ対策事業費で4億5,000万円、工事費計上されておりますけど、この場所についてちょっとご説明お願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 建設課長。

○建設課長（高橋廣志君） 佐藤議員のご質疑にお答えいたします。

災害関連地域防災崖崩れ事業の場所ということでご質疑がありました件につきまして、3か所ほどありまして、まず1か所は勝負沢、擁壁が傾斜しておりまして、現在、村道の通行止めを図っております。それと東高山ニュータウン、ここには2か所ありまして、一部は切土部、転石がありましてかなり危険な状態、まだ浮石もあるということで、ここを挙げております。更に下のほうで法面が崩れておりますので、それも場所として計上しております。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 建設課長にお伺いいたしますが、国の補助金の内定があったのは何月の何日だったのでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 建設課長。

○建設課長（高橋廣志君） 佐藤議員のご質疑にお答えいたします。

国の内定がいつあったかということでございますけれども、国では三次補正の中に

織り込むということで、村のほうも財源の措置をしておけということで、県におきましては箇所の提出をしております、県の段階まではいっております。これから三次補正も決まったことで、これから個別協議ということで、どうなるかはっきり分からないんですけれども、県までは上げてありまして、今度は国交省との個別協議ということで、内定というきちんとした回答は得ていません。以上です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 建設課長、分かっていると思うんですが、実はこの勝負沢地区においては、8月の段階で地域の方からいろいろご相談もあって、参議院議員の増子輝彦先生のほうに陳情書を私個人なんです、議員として、議員ではなかったんですが、いろんな手ずるでお願いをしております。ちょっとそれ書類なんです、村長、ちょっと見ていただきたいと思います。これ、秘書を通じまして増子先生のほうに要望を、これは担当の鈴木さんにご存じだったと思います。かなり資料をいただきまして、資料を添付して送ってます。また、副村長もご存じだと思うんですが、10月26日に原発で陳情に行ったときに、国交省の政務官の室井参議院議員の秘書のほうにもこの資料、陳情書を持って実はお願いに行っております。資料は、課長作ったから覚えていると思うんですが、行っております。ということで、それはそれでいいんです。ただ、議会でこんなことを言って本当に申し訳なかったんですが、実は、やっぱり先ほどから14番議員も言っていたように、行政は事務的に進むものと、あと政治的にもやっぱり力を借りてやらなきゃならない部分があると思うんです。そういう部分で、私自身も個人的に、ちょっとそういうことで縁故があつてご支援させていただいたという経過から、私が今度その方に決まったので、ありがとうございますというお電話1本ぐらいはね、入れておいたり、またしなきゃならないという立場からすると、できれば副村長は、これ十分わかっていたはずですから、佐藤議員、こういうことで内定して予算計上して、いよいよ工事始まりますよというようなことで、やっぱり言っていただければ、私も恥をかかないで済むわけなものですから、その辺についてちょっと副村長からでも結構ですので、ちょっとご意見賜りたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 副村長、大倉修君。

○副村長（大倉 修君） 佐藤議員の質疑にお答えを申し上げます。

去る10月の末に、原発関係の陳情等々に参った際に、佐藤議員のお計らいによりまして、そういうふうな場を設定していただきまして誠にありがとうございました。その後の経過について、ご説明しなかったということについては大変申し訳なく思っております。こういうことで、工事に着手ができるというような状況になってまいりましたので、改めまして厚く御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 私にはお礼はいいんですが、できれば村長さんなり副村長さんから、国交省の政務官の室井先生のほうには、一言電話入れていただくと、これを契機に、また何かあったときには、またお仕事をお手伝いしていただけると、こういう

人脈づくりも私は非常に大事であると、これがまた村益につながると私思いますので、そのようなことで私からもお礼は言いますが、是非村長のほうから電話1本いただければ、大変に今後も村のためにはなるのかなと思います。

次に、質疑に入りたいと思いますが、議長、時間の関係、議長どうですか。

○議長（鈴木宏始君） 1～2分あるんですけど、休議に入りますか。

○15番（佐藤富男君） はい、結構です。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後1時まで休憩いたします。

（午前11時58分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き、議案第90号に対する質疑を続行いたします。
15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 村長、先ほどの崖崩れの予算の確保についてなんですが、ちょっと私も言葉足らずで、村長にまだ理解していただけなかった部分があるので、簡単にご説明しますが、実は今回の4億5,000万円の工事については、通常の補助申請で通るといって物件ではなくて、非常に民間でやるべきか、また公共でやるべきか、非常に特例を使ってやらなきゃならないということで、非常に難しい部分があったんです。ですから、そういう部分で政治的な配慮もいただいたほうがいいということもあって私たちも行動したということがございますので、この辺を一応重ねてご理解賜りたいと思います。増子輝彦先生と室井邦彦先生には、増子先生には8月、室井先生には10月に重ねてその件についてお願いしたという経過になっています。（不規則発言あり）そうです。奥様が衆議院議員です。

では、次の質問に移らせていただきます。43ページに選挙費で選挙管理委員会委員長報酬ということで1万円計上されております。実は今年の県議会議員選挙におきまして、当村が福島県内最下位、いわゆる双葉郡等の避難されている町村よりも低い、もう最悪のワーストワン、38.8%という投票率に終わってしまったということは、これは非常に危惧すべき問題だと思うんです。この選挙管理委員会として、この件について現在どのようなお考えを持って、また、どのような対処をされてきたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○総務課長（大平一美君） 15番佐藤富男議員の質疑にお答えいたします。

選挙管理委員会は、県選の後、この議会の開催2日にですか、会議を開いております。その会議につきましては、選挙人名簿の登録と決定という、選挙人名簿の登録の決定、年3回ですか、行う予定の登録の会議でございます。その会議が2日の日に行っております。今のところそれだけです。今回の投票率の件につきましては、あと選挙管理委員会と申しますか、私らも担当のほうでも厳粛に受け止めておりますので、

今後いろいろと検討してまいりたいと考えております。具体的な対策ということでございますけれども、それにつきましては、これからちょっと時間をいただきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 総務課長からご答弁ありまして、議会の11月2日の議会の後ですか、会議開いたのは。（不規則発言あり）12月2日の議会の開会日の後2日の朝に選挙管理委員会やったと、これメンバーについては、旧メンバー。（不規則発言あり）新しいメンバーでやったと、顔合わせ程度ですね。（不規則発言あり）ということで、ちょっと、どのような形で集まったか分かりませんが、やっぱり投票率が38.8という、これ究極の、村始まって以来の選挙の投票率なわけなものですから、厳しく検証して、この要因を探っていないと、これ西郷村全体の意識も、村民の意識というものも非常に低下するし、バラバラになってしまう。また、選挙そのものが住民とかけ離れて、本当に政治不信で投票に行かないのか、そういったもろもろの要因をやっぱり選挙管理委員会はきちんと調べて、そして、そのことについて真剣に取り組んで、例えば西郷の場合は特に新しい方々が多いとするならば、投票所も分からないという方も実際おるかもしれないと思います。そういうものに対して、どのような告知をしてきたのかということも全く我々は分かりませんが、実際のところ、このままでは非常に厳しいし、このまま了解というようなわけにはいかないです。やっぱり具体的に、やはりもう少し危機感を持って、この投票率の向上に取り組んでいただかなきゃならないなと思います。再度、もう1回ご答弁お願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○総務課長（大平一美君） 再質疑にお答えいたします。

選管事務局といたしましても、選管と会議を今後重ねて、このことについて検討してまいりたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 大平総務課長も来年の3月いっぱいですか、定年ということで、恐らく今のお話は後の総務課長に引き継がれるかどうか分かりませんが、やはり村長と副村長は3月になってもまだ現職でおられるわけですから、十分にその検証をして、その理由も含めて、やっぱり検証をして、そして投票行動がしやすいような方向も含めて様々なことを検討していただきたいということを、この場からお借りして要望しておきたいと思っております。

次に、商工費の中なんですけど、今回、商工費の中で給料と職員手当、また貸付金、中小企業の経営合理化資金の融資原資ですね、ということになっておりますが、実は第3回臨時会、11月2日の臨時会において、例のATカーニー社に対する業務委託料消費税込みの6,300万円を計上しまして、これを議会の中で時期的にもうちょっと待つべきだろうということで修正案が出まして、現在この6,300万円については予備費の中に入っているのかなというふうに理解はしているんですが、村長のほ

うから、現在も予備費に入っている6,300万円についての見解、今後のことについてお聞きまだしていませんし、ATカーニー社が撤退したというのは、いろいろ噂話とか世間のお話でちらっと聞いたんですが、正式には村長から、どのようなことに経過を踏んでどうなったという、まだ議会に対する報告がなされていないと思います。そういう意味を込めて、この予算の取り扱いについてもどのようになってきたのか、また今後どうするのか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ATに関する修正は決議されましたので、議決されて事件とした処理されているというふうになっております。このATカーニー、昨日白岩議員の質問がありましたので、一部ご報告申し上げました。予算は提出しましたのは村長ですので、提出責任があります。そうしますと、それは、もちろんATカーニー社の同意といえますか、意向を踏まえてやったものですから、否決に至った事実はお知らせしなければならんということで、電話で、あの日やりとり実はしたわけですが、私がお伺いして、そして経過と、それから今後の対応をしていきたいというようにしたんですが、実は社長さん、翌日おいでになったのです。やっぱり、議会の議決はそのとおりでありますので、契約できないということになりますと今後のサポートの仕方ですね、それについてどうしていくかということですが、ひとつ線は引く、要するに契約できませんので、これまでのやり方は線を引くということを申されました。しかし、線は引いて、はいということですが、2つ、3つ実は、それまでに接触した企業等との関わりがありましたので、その仲介で会社のほうでそういう要望あれば、関わり合った分についてはできる限りということですがサポートはしますということでございますが、その後については、前ほど頻繁にはおいでになりませんし、この頃はあまり話はありません。しかし、今後の、では展開はどうするのかということですが、やっぱり三次補正と昨日申し上げました特区法案、それから福島の再生特別法が今後国会に提出されます。それは、三次補正等の基金、県に基金を積むと。基金というのは連年ですね、単年じゃなくて。そういうふうに福島県の放射能被害県としての裁量権を持った使い方ができるようにと、したいということをお願いするわけです。これが出てきますと、やっぱり企業誘致その他の使い勝手が良くなるという可能性が出てきますので、それはそれで新たなまた展開が出てくる可能性があります。可能性だけで、よくはまだ決まっておりませんが、では予備費はどういうふうにつながるかといった場合は、3月までの予算ですので、これが予算に組み替えて運用できるようになるかどうかということが一つの問題ですが、今のところ、まだ、それを使ってどうこうというところには今は至っていない状況でございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） それでは、正式にこの問題は重要で、また我々も修正案を出した議員として、村民から、ある意味良かったと言われる反面、またある意味、この雇用、1,300人雇用のものをつぶしたというふうな、ある意味でいうと誤解を招くということも実際あります。この件について、実際にATカーニー社から、いつ、

何時頃、村長さんのところにお伺いしていただいて、正式にその撤退のお話を聞いたのはいつかということと、その撤退の理由について、ちょっと明確に議会の中でお話ししていただきたいと思います。

◎休議の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休議します。

（午後1時15分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後1時20分）

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ATカーニー社の撤退についてということでございますが、臨時議会の後の月曜日に、梅沢社長さんが役場に來たのでございます。本当は私が行ってということだったんですが、おいでいただいたということで、逆に。一つは、契約ができないという事実ですね。要するに予算がない。それをお知らせして、それは残念だということだったんですが、では今後どうしますかということです。1回ここで線を引きましょうというお話がされました。もちろん、これは昨日申しましたとおり、一つは善意ということがありますが、もう一つは経済のことが絡んでいますので、事はそう簡単ではないと思います。善意の部分だけで残るものについて、何かサポートできるものについてはやっていきたいという気持ちは表明されました。それが口もちと内容でございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） そうしますと、私たち議会が11月2日の臨時議会で修正動議出して、それで予算を一時予備費のほうに繰り入れたという議決があったのが11月2日ですから、それから5日後の11月7日に、1週間経たないですね、に村長にお会いに来て、そこで線を引きましょう、いわゆる撤退ですね。とりあえず、そういったニュアンスのことでなりましょうということになったと思います。すると、ちょっと疑問に思うのは、今回の一般質問の白岩議員の質問の中でも、ATカーニー社が復興のために力を貸したいと、そして、お力になりたいということで西郷に來たというお話を村長されたと思うんです。にもかかわらず、この修正動議出して予算契約できないとなって、わずか5日後に撤退しますというと、ATカーニー社の真意がちょっと我々からすると理解できない。その本音はどこにあったのかなというふうな疑問に立つわけなんですね。それでもう一つは、そのサポートしますという面についても私分かりませんが、どういうことかわかりませんが、恐らく植物会社ですか、加工会社とか、そういう植物製造会社なんかが、もし何らかの形で復興特区かどうか分かりませんが、そういう中で進出できるような環境ができれば私たちが仲介をしましょうということなのかなとは思いますが、その場合も仲介の場合は無料ということはないですね、ビジネスですから。ですから、あくまでもこのATカーニー社は、アメリカのね、いわゆる通称ハゲタカと言われる、そういった厳しい、そ

った生存競争の中で生きてきている会社ですから、村長は好意的に被災されているから、お気の毒だから頑張ってお手伝いしますという理解はしているんでしょうけれども、実際には手のひらを返したように、6,300万円を予備費に回した途端、わずか5日後に撤退しますというこの現実。これは本当に6,300万円を契約してよかったのかどうかというと、私はそこまで話が、6,300万円を支出する、要するに行為に至るということで要求するならば、相当なやっばり話が進んでいて、わずか5日後に撤退しますということは言える状況、通常であればないと思うんです。だから、ある意味やっばり、ここで6,300万円支出を一応抑えて、結果的に村としては良かったのかな。本当にATカーニー社が村のために、復興のために頑張るということであれば、恐らくわずか5日後に手のひら返したようなことはない。やはり、その中で、じゃ、もう少し議会の理解を得られるようにしましょうとか、じゃあ、こうすれば住民も、また議会も理解してくれるでしょうから、このような方向でいきましょうというのが本来であれば、またATカーニー社が25社に声をかけたというのであれば、その25社に対する責任からも、わずか5日後に撤退するという事は私はあり得ないと思うんですね、通常のビジネスとしては。それが、やっばり村長は行政畑で、来られたから善意的に取られても、私たちのほうに企業として厳しい事業の中で戦ってきた人間からすれば、そんな甘いものではないし、それは通常やっばりあり得ないことだなというふうに理解します。そういう中で、これはこれとして、もうやむを得ませんから、これはもうそれでしょうがないと思うんです。問題はこれからであって、そのいわゆる特区法の、やっばり様々な良いところもあるわけなんですね。それを、その利用してやるにしても何するにしても、まずは、その認定を受けると、そして市町村圏を立てるということが先だと思うんですが、この作業に入っていくと、なんか1月中にその受け付けを締め切るような話ですか、新聞ですと。今日の新聞にあったような感じもするんですが、こういった認定を受けるについて、また、村として特区法を運用するにしても、今後どのような考え方でいくのか。そうするとこの予算の中で、やっばりまた臨時議会の中で、前回もこれ復興構想推進事業費ということで130万7,000円予算を組んでいるんですね、残っているんですね。それから、復興構想推進事業費消耗品でも35万8,000円、食糧費でも復興構想推進事業費で43万2,000円残っているんです。そう考えたときに、村長、これやっばり腹くくって真剣にこの復興の構想を利用しての村の企業誘致、産業集積、そういったことを含めて市町村計画を作って積極的にやるべきだと思うんですが、これらについて村長の決意というか、考え方をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ATカーニー社が5日で早期撤退したのはということを申しましたが、あのとき内容を申しましたとおり、やっばり25社に声をかけて、そして今の補助制度、あるいは特区制度、あるいは再生特別法も使いやすくなること、もう既にわかっていました、私たちは。それは内閣府の参事官レベルまで話をして、担当課長、何回も行っていきますので、ただ、その途中でこの前は申したとおり、ペーパーと

してこういうやつを出せなかったんですね、こういう制度が出てくるということ。言ったとおり、今でもまだ出せない部分があります。これは県議会に通らなければだめだし、県議会通ったものの基金も、では使い方は再生特別法で財務省がそれでいいという、まだ解き放つ鎖を放たなければ、やっぱり使い勝手がいいようになりませんね。よって、問題は12月の県議会、更には新年度予算、更には次の年というふうには、3年ぐらい多分このお金を使うように集中してなるだろうというふうには思っております。今回の特区法案は、まず40事業の222市町村のインフラ整備、昨日申されましたね。ああいったところで岩手、宮城の、あるいは海岸地区の高台の住宅とか、そういったことがメインです。3県共通。この次出てくるのがいわゆる福島特別法。原子力災害におけるということになって、それが復興計画と県の復興計画と市町村計画とのジョイント、あるいはすり合わせ。更に計画と新しい特区との計画づくりですね。その計画づくりと、それから今度は財源と言いますか、国の、あるいは県の補助金との今度は会社とのマッチング、こういったことが同時に進むという可能性があるということがあったので委託料にしたわけです、あのとき6,000万円。結局、村だけでは多分できないと。あのときは、班とかプロジェクト、昨日から出ていますが、これが始まったときは班ぐらいではもちろん足りないし、そういった村の体制もということで、やっても多分だめだろうということで、その作業は委託するという委託料にしたわけですね。そういったことを仕組むスイッチ入れるかどうかの瀬戸際だったので、結局それが契約できなければ、その動き出すマシンですね、システムを止めるというやっぱり責任がATにはあったわけです。したがって、やっぱり、なかなか線を引かざるを得ないと。一人でやる作業であれば大したことはないとも思いましたけれども、そういった壮大な大きさの広がりや幅があったものですから、5日後にそういう形になったわけです。

さて、今後の話です。言われたとおり、県の復興計画、更には市町村の復興計画出てきます。これと今の安全安心の部分、要するに除染関係ですね。当然、今の疲弊した産業づくり、仕事づくりです。問題は、この中にはやっぱり福島県全体の今避難している人のことも頭に入ったり、あるいは西郷村独自のものもいっぱい出てくると思います。こういった組み合わせをしながら、計画、あるいは特区をどういったものには再構築していくのかとか、いろんな作業がこれから出てきますので、一つは、やっぱりいつ特区の指示が、12月中に出るという部分もありますね。それに従って1月から受け付ける。あるいはそれが計画に出た段階では、今度は国と地方の協議会、それに対する説明、そういったことの作業がいっぱい出てきますので、1月末、それから新年度、3年ぐらいで集中投資をしようという県の復興計画の力の入れ方がありますので、それに沿った計画づくりとか、いろんなプロジェクトですね、そういったことをこれから作っていかねばならないというふうには思っているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 今、村長のお話をお伺いして、そのATカーニー社が撤退する

ことについても、なんか予算が修正されたために撤退したような感じのニュアンスを受けたんですが、実は正直言って議会が改選されて、それで議長、副議長が選任されました。そして、議長、副議長が家畜改良センターに行って理事長室に行ったと。ということは、その以前にA Tカーニー社は最初に大丈夫と、それがあまりにも土地の問題が大きすぎて無理だと。そして、家畜改良センターがいいでしょうということで話はいったけれども、先ほど、今言ったように議長、副議長が行ったときに、もう頭から顔を見るなり反対だというふうなことで言われたという、全く協力を得られないと。その次に行った太陽の国の施設、土地。これもまた実際に福祉施設の中にあるために決定的な確認も取れてなかったと。まして、なによりも結局このA Tカーニー社が計画した復興計画の中の構想を全部実現しようとする、1,300人規模の雇用を図れるものを作ろうとすると、正直言って20町歩やそこらでは足りないんですね、正直言って。やっぱり当初のように家畜改良センターとか、そういった大きな土地があつてそこに80町歩、100町歩という大きな土地があつての私は自然エネルギーも含めて構想だと思うんです。そのことがあつて私は、修正もあるかもしれないけれども、それ以上に、その三次補正と、それから特区法の問題、それから用地の問題、内容がまだつかめないという問題もあつて、またテレビに、「報道2001」で最後に商工観光課長が、国に行ったんだけどもすべてだめでしたという言葉があつたと私聞きましたけれども、そういうことが私は起因しているのかなと思います。これをやっぱり村民の方々に誤解されて、我々が予算を否決したから撤退したんだということになったのでは、これはいけないので、あえてここで申し上げますけれども、もろもろのそういう要因あつたと思います。その一つの中に、これは修正案も入るかもしれないけれども、それよりももっと大きなものがあつたと私は理解をしております。それで村長、正直言ってこの特区法の要するに市町村計画を作るにおいて、村だけで作れない、今お話ありました。ならば、それなりの構想を作れる、要するにコンサルタントをあえてもう一度、やっぱりここでお金かかってもいいから、それなりのものを予算計上をして、やっぱり前へ進んでいくべきじゃないですか。それは6,000万円じゃないですよ。それは6,000万円は高すぎますから、それなりのきちんとした、一般常識的な範囲内で、できる限りのことを議会の理解を得ながらやるべきだと思います。特に今回の場合は、今言われたように今回復興特区も、津波でやられたところとか、それを住宅を山の上に持っていこうとか、津波で破壊された町を土地区画整理事業をしようか、してやろうと。また、学校もなくなったから学校も作ろうとかと、そういったものがメインかなとは思いますが。しかし、西郷村にもこれだけの広大な土地と自然があつて、そこで特区の中に例えば再生可能エネルギーの導入促進とか、それから、医療関連産業の集積拠点の形成というのは、これは特に放射線はある意味少ないところですので可能じゃないのかなと、そういうものをメインにしていけば、ある意味村の独自性を持った構想も進められるんじゃないかなと思います。

それと、もう一つは、これ議会で言って本当にいいかどうか分かりませんが、私、前々から言っていたんですが、この台上地区、また家畜改良センター、国の土地を使

っていわゆる双葉地方、例えば大熊町とか浪江町とか、もしもこれから帰れない、30年、40年帰れないと。あるならば、それは町村と西郷村の合併をして、そして、その台上地区家畜改良センターの土地に、いわゆる大熊居住区じゃないけれども、大熊区をつくって、そこに大きな集合、鉄筋コンクリートの集合住宅を作って、その中に病院、学校、居住、食料品店も含めてですね、それから作ると。そのわきに産業集積を図って雇用の場所を確保すると。そして、地方交付税は、例えば大熊なり浪江町が当然もらうべき、通常であればもらうべき交付税を西郷村がいただいて、それを大熊区なら大熊区とか双葉区とかというところにあてがうんだよという、いわゆる居住区ですね。これは特区の中に入っていますから、居住区を造るということではですね。そういう、ある意味本当に震災された方々の立場を考えれば、そのようなことも、いつまでも仮庁舎とか仮ではできませんので、そういった構想も村ができること、また、それが村にとって村益につながることであれば、ひとつ考えてみる余地はあるんじゃないのかなという気もしますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） いい話ですね。それは実はATカーニー社の中に入っておった。

それが、いわゆる家畜改良センターの土地のことです。一つは、やっぱり今言われたとおり、今回の放射能の浜通りの本当に今避難している人、最初から帰れるという話みたいにみんな受け取っていて、だんだん、そうではないのではないかという疑念が出てきましたね。本当の話をもうそろそろしなければならんとは、しております、これは双葉の町長さんも県の町村会の中で。結局、やっぱり個人の家庭の中においても、若い人については、ちょっと新たなもう人生を歩まなければならんという声、新聞に出ていましたよね。それから、今もう既に会社があって戻れない会社が、では中通りとか県外に移転する。あるいはじいちゃん、ばあちゃんは、私たちは墓守をするから除染したら戻る。こういうパターンで実は動いています。では本当に今、地方自治法上、住民基本台帳法の転入転出届をしなくて、かつ仮設にいて、本当に地方自治体と言えるのか。そういったことで、この前新聞に出てきましたように、双葉地方の町村の合併とか、あるいは今言われた特区として、いわきに今2万人以上が行っております。そして、仮庁舎がだんだんいわき近辺、やっぱり海のなじんだ人は海に行きたいという願望がある。あるいは若い人は、いや、海外でもう新たな人生をつくるといった意見もありますので、こういったことが今、言われたような形になってきて、そして一つの居住区の中には、やっぱり仮設じゃなくて避難者のための公営住宅並みの3LDKのちゃんとした鉄筋コンクリートの10階建てでも建てたらいいだろうと。更には、それが小学校規模程度であれば、小学校も保育所も、あるいはその中に仕事も当然新たなものがソーラーシステムとか新たな先端産業が来れば、それで完結するというモデルが出てくる。それが新ソーラーシステムとか新たな居住区を求める。それは最初から話、私も知っています。ということで、結局土地を最初に必要とする場合に、どういったほうが早いのかといった場合は、国有地が一番所管は大臣ですので、大臣と契約すれば一発で済みます。そこに着目したのが今回の改良センターでしたね。

次に早いのが県有地です。県知事とやればいい。その次は台上の話もありましたが、台上はいろんな調査を今していますが、やっぱり昔のことがいっぱい関わっております。最初に知事にお話に行ったときには、やっぱり土地が大切なのでということ、下郷の町長さんと行って知事さんをお願いしました。これはやっぱり今言われたとおり太陽の国近辺で、まだ見る余地があるだろうと。改良センターは当然、この話があって、後で迷惑がかかると困りますので理事長さんに、こういった計画があります、そのときはご協力という話でしたが、一つは、やっぱり行政財産です、一番の問題は、行政財産と普通財産の扱いについては、非常これ慎重です。行政財産は、その行政目的のために使うということは特定されておりますので、これが売却されたり他の用途に使うことはできません。よって、家畜改良センターは、私たちは今、世界一の家畜改良センターを作っていますので、村長さんがおいでになってもなかなかこれは、「はい、きた」と私の段階では言えない。しかし、私が考えておりますのは、今回のやっぱり震災とか津波とか放射能は、国家レベルの話であります。福島県を救うためには国も国有財産を出す、野田総理大臣おっしゃいました、当然。今回もやっぱり仮置き場でもそういった話で、やっぱり地域住民との許可を、承認を十分取ってくださいと、その場合は貸しますというふうに言っておりますので、やっぱり行政目的の財産を普通財産、あるいは用途を変更するということが特区とか何かでできる可能性があるかどうかにかかってくると思っております。そういったことも含めた国のサポート、あるいは県の要望、あるいは市町村の意向、そういったものが全部に動き出すことが本当に必要だと思っておりますので、それを土地があるという西郷村、この良い条件もありますので、それを活用できるような方向で動ければうれしいと今でも思っているところでございますので、今後とも努力いたします。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） ATカーニー社の私の言ったことが入っていた、計画の中に入っていたという話ですが、合併の話は入ってなかったですね。入ってないですね。

（不規則発言あり）この話ですか。私、震災あったその日から頭で考えておって、村長さんも知っていらっしゃる宮城県の方にもお話ししたこともあるんですが、本当に10階建ての集合ビル、これを大きなものを一斉に2,000世帯入れるぐらいのを造って、放射能が全くないと。そこに、また西郷村民が利用できる、放射能が完璧になくなって、屋根付きのですね、大型公園、遊園地、遊べる、そういうものも配置するということ、これはもう本当に村民のお母さん方も本当にそこで子どもたちを遊ばせることができるということで、この復興特区法をいかにこれを村が運用をどのように考えて利用するか、どう利用するかによって全く違ったものになってくると思うんですが、是非村長さんは玄葉大臣ともいろいろ仲良いんでしょうから、そういったことでそういう政治力も利用し、特に今回の、まずは紛争審査会の中の決定をやっぱり玄葉大臣に、やっぱり対象区域に入れてもらおうと。その後やっぱり復興特区の中で、こういう合併問題もどうだろうという相談もして、大熊町の町長と村長が会って、そして話し合って、恐らく住民だって、そういうふうな立派な3LDK、4LDKの大

きな新しいビルに入れるのであれば、例えばこっちに来てもいいということがあり得ますから、そういうことも含めて村民の合意も当然必要ですけれども、そういうものを整えながら、やっぱり構想をいろんな角度から検討してやっていくべきだと思います。そのように、そういうことで、また予算も今回の130万7,000円とか、こういったお金も残っているんですよね、残っていますか。そういうものも利用して、是非この予算の中にまた使ってやっていただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今言われたことは福島県の方向も同じです。やっぱり福島県内の避難している方、あるいは放射能、あるいは津波によって、いつ復元できるのかということ、日常にいつ戻るのか、要するに3月11日に戻りたいというのが第一です。2番目は、その間に人も、本当に人口減る可能性があるということになりますと、やっぱり除染、仕事づくり、まちづくり、同時にいかなければなりませんので、その部分は本当に知事さんも同じ、全く同じ考えであります。そして、それを新しい法律を作ってもらったり、あるいは三次補正、今までの補正でもらったものが基金にいち早く移って、そして、それが使い勝手が良くなって今のやつを動かしているというふうに思っていますので、手を組んでやっていきたいと思います。

○15番（佐藤富男君） 積極的にそれに乗り遅れないように行動していただくことをお願いして終わります。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑はありませんか。14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 14番、補正予算について質疑します。

52ページの商工費なんですけど、ただいま15番議員がいろいろ質疑しておられましたが、私もこのATカーニー関係の顛末、ちょっと、まだよく、どういうふうなすっきりと、なんかやむやみというような、私の認識の中ではそういうふうな今までとらえていたわけですが、今、質疑のやりとりを聞いていますと、だいぶわかってきたんですが、私が従来から懸念しておりましたコンサルタントに全面的に依存したような企業誘致のあり方、今回特区構想に絡んでATカーニー社が、それに乗っかるような形で西郷村にアプローチしてきたと、そういうことも考えられると。そうなんです。それによって、じゃあ、どれほどの確たるものが期待できたかと。これは議会によって6,300万円というあれが否決されたわけですが、私が懸念しておりましたのは、そのコンサルタント料を、契約を結んで6,300万円を支払ったと。その裏付けとして確たる、そういう本当にコンサルタント会社が描いたようなものが、じゃあ出来上がるのかと。いろいろ聞いてみると、そういう定かでないというのが大体の常識だ。今のやりとり聞いていても、じゃ、村長はコンサルタント会社に、それと協調しながら、そのノウハウを活用しながら、そういうものを事業を進めていくと。私から言わせれば、なにも地方公共団体、我々個人では信用力というものはないですよ。これはね。大企業ならいざ知らず、田舎の個人的な企業がいろんな壮大な絵を描いたとしても全くこういうものは相手にされないんですよ。ただし、公の機関である地方公共団体西郷村が村単独でいろんな、そういう構想、企業誘致するとか、いろんなこ

とを話を個別に企業、あるいはいろんな機関に持っていけば、それなりに信用力というのは、おのずから話は聞いてくれるわけでしょう。なにもコンサルタント会社に契約を結ばなくても。そういう努力をまず私は金をかけずにできるはずなんですよ。私は前知識として、コンサルタント会社の本質はなんぞやということを学んできたわけです。そういう本もあるんですよ。内部のいわゆるコンサルタント会社の業務というのは、どういうことでやっているのか。これはアメリカの主たるところ、ほとんどは本社を持ってやっている。その仕事の戦略上、世界戦略上、ビジネスとして。そうすると欧米で、いろんなそういうコンサルタント業務はだいぶ食いつぶしてきた。次の成長段階はアジアだと。仕事場なんですよ。今度はアジアに目を向けようと。で日本にどんどん進出しているわけでしょう。最近ですよ、ATカーニーなんていうのも一躍クローズアップされて、マスコミに登場して、そういう一環として私はとらえていたんです。いよいよ本当に西郷村にもそういうあれが来たなど。これはだいぶ疑心暗鬼と警戒ながら見ていたわけですが、いきなり、そういう6,300万円だのコンサルタント契約を結べというような話でしたので、その内幕はというと、その実際、これはATカーニー社に社員が内部告発したわけじゃないですけども、ほかにでかいマッキンレーとか、いろんなものがあるんですよ。その中で言っていることは、我々はコンサルタント業務といっても、これ主に企業を相手にしているんですね。その企業の業務の内容に専門的なプロフェッショナル的な、そういう技術的なことをコンサルタント社、あるいは社員が、それ以上の知見を持ってやっているわけじゃないんだと。実は要するに口利き屋なんです。いわばブローカーといいますか。じゃ、我々がどういう話をつないであげますよと。そういう単なる、そういうものを主な仕事としてやっているんだと。なんのことはない。本当にプロが全く契約、相手の企業の、そういう専門的な知識を上回った、それでアドバイスするわけじゃない。内幕はですよ。そういったたぐいの、要するに今流行のアメリカ流のコンサルタント業務というのが台頭して、いろんな世界中の企業で展開していると。中にはその助言によって成功を収めていることも、それは多数あると聞いてますが、大半は多額の契約料をふんだくられて、後はもう結局何にもならなかったというのが実情なんです。それによって約束違反じゃないかと、契約違反じゃないかといっても、裁判にかけてもだめなんです。既に彼らは、それだけの十分用意周到に、そういうときに備えた裁判対策というのを揃えているんだと。みんな泣き寝入りというか、そういったのが実情だと、私はそういう本によって学んでいたんですが、西郷村は幸いにも、それは善意にとればその人達をなにも騙そうとか、そういった意図はないでしょうけれども、しかしながら、結果的にそういうふうになったら、やっぱり一つの数多くの事例と同じような結果になったんじゃないか。結果的に私は一応慎重に、そういったことを我々議会が判断して、ちょっと待てよと、ストップしたということは、転ばぬ先の杖じゃないけれども、良かったんじゃないかと。今お話を伺っていると、また、そういったコンサルタント企業に相談をしているいろいろやっていくような話を聞きましたが、私は、それも一つの案だと思いますが、もっと行政主体が、まずそれだけの金を使うんだったら、

私が言いたいのは、地方公共団体西郷村が、その一つ名刺を示せば、これはもう全面的に信用するわけですから、企業だってなんだって。そういうものをきちっともう一回積極的に取り組んではどうなんだということをまず伺っておきます。どうですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） そのとおりだと思います。まず、企業誘致する場合は、公共団体、やっぱり公的な法人として信用力高いです。私も今回のATカーニーのことについて、どういう会社であるか、どういう評価をされているのか、あるいは今言われたような懸念はあるのかなのか、相当調べました。もちろん、県についても、あるいは金融機関についても。それほどの変なことはありませんでした。

もう一つは、言われたとおり、経済界において、いかなる仕事をするのが投資コンサルトということなのかということも調べたりしましたが、それをもって皆様にご提示しましたこれまでの仕事の実績書、通商産業省関係、相当ありましたですね。要するに、行政側のいろんなコンサルトいいますか、調査事業をやってきたみたいなきょうがあります。そういったことから、ずうっと考えたことではありますが、それはそれとして今後の展開として、本当に信用あるところを見せて、そして各会社ともいろんなコネクションをつくっていくべきではないかと、それはそれで当然であります。これまでやってきました福島県東京事務所、所長さん筆頭に白河市も職員出しておりましたし、私ども非常に使いやすいというか、頼みやすいポジションであります。同時にあそこの東京事務所の中には各省庁担当いますので、もちろん通商産業、あるいはそのこの附属機関である企業立地センター、同時に県主催で行われる県の企業誘致懇談会並びに名刺交歓会といいますが、PR事業ですね、そういったことをずうっといきながら、いろんな会社とのコネクションをつくっております。今まではやっぱり福島県出身の方が成功していて、その人の親戚、ご兄弟がつくったとか、そういう地縁、血縁でいくというコネクションは本当に強いんですね。そういったこともあってやってきたわけありますので、これからも今、言われたようなことを地道にやっていきたいと。今回は災害、あるいは地震災害、あるいは放射能ということで、格別な状況に今陥っておりますので、このままでは何かしないと福島県の人口は本当に150万とか、そのぐらいにすぐになってしまうという懸念があって、そういったことから今までのいろんな投資コンサルの話とか出てきましたが、全国的には日経ビジネスに出ておりましたように、そんなに数が多くはありませんね。日経ビジネスに出たものは、福島県は5～6か所、西郷、福島も入れて。それから宮城、岩手も3～4か所でしたので、それほど大規模に広がっているわけでは今のところありません。しかしながら、その後の状況を見まして、NHKに出ました相馬市の例の自動車会社、ああいった方々がまた新しいソーラー、メガソーラーとか出てくるとか、そういったものもポツポツ出てきますので、それは県が施行している再生可能エネルギーの同じ方向性に合致するのか、あるいはこれから出てくる新しい制度に乗っかるのかということも含めて、また出てくると思いますが、言われたとおりいろんな情報をつかんで、そして組み合わせしながら、今の新しい制度できてくるのに合わせていきたいという努力をいたします。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 村長も、それなりに考えてはいるということはわかりました。私の懸念というか、その今回の一連の動きを見てみると、要するに不可解な点がちょっとあったと。というのは、西郷村職員が要するに一企業の代理人というか、そういう役場の中です、本来西郷村の職員なんだけれども、コンサルタント会社の個人的な、そういう付き合いの中で、それをうまく相手方が、そういう人を頼って、また、あるいは、その会社のそういうものを自在に動かしていると、これは実際はわからないですけども、いろんな推測をすると、我々にとってはそういうこともあり得ると。ということは、一企業が西郷村の庁舎の行政機構の中で、会社側に有利な仕事をさせられているんじゃないかと。悪くとればですよ、そういうことも考えられないわけではない。私たちがこの前の臨時会の折、第二会議室においてATカーニーの社員と西郷村の職員が同席してなにやら、どういうことをやったのか分からないけれども、仕事をしていました。そういうやっぱり、ある意味では異常ですよ。本来あり得るはずがないんです、そういうことは。だから、そういう、やっぱりこの西郷村のそういう行政の中で、一企業になんか首、手を突っ込まれて、かき回されているような印象を持ったものですから、私は結論から言えば、そういうことがあってはならないと。あくまでも、その職員は西郷村の利益を第一に考えなくちゃならないわけですから、それと同時に、もしそれが一体となった場合、この西郷村の情報、当然その筒抜けになっている可能性もあると。その人間を通して、会社は知り得る西郷村の情報をすべて知る立場になっちゃうわけですよ。そうすると、我々の西郷村としての戦略がどうである、そういうものが筒抜けになって、いとも簡単にこれは会社の意のままになりかねないと、こういった懸念もありましたので、余計に我々としては、この問題について不信感を抱いたというのが、これも一つの要素でありました。ですから、そうであったとは私は信じたくはないが、村長、最高指揮官として、今後、この前のことは、どういう位置づけでそういうことをやらせていたのか、また今後どういうふうに気をつけるのか、その辺お聞かせください。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後2時20分まで休憩いたします。

（午後2時00分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後2時20分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き、議案第90号に対する質疑を続行いたします。

14番後藤功君の質疑に対する答弁を求めます。村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 企業誘致のやり方については、先ほど述べたとおりでやっていきますし、これから出てくる新たな制度が明らかになれば、それにも合わせた努力もしていきます。

先ほど一つ、どっちが主役で、どういう委託なのか読めないところという話ありま

したですね。要するに、役場が使われて、投資コンサルの主導で動くのか、あるいは本当に村が委託料という名目で監督しながら、契約というか復興計画、そういった計画を作ったり、特区計画を作ったりということをするのかということ、どっちから見ると多分両方の見方できると思います。結局、委託料を払って、コンサル料を払って、そして村が170人の職員ではできない部分を頼むということになりますと、それはそれで契約であります、逆にコンサルタントのほうからいいますと、役場をつくって会社を設置して、投資者にリターンをさせるということでもありますから、両方の見方ができると思いますが、なかなか規模が大きい、それから背景は国の制度の中途にあるとか、いろんな絡んだ結果がそういったことになったんだろうと、そう今は思っているところであります。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 私は、要するに村が損しないようにと、こういったことで意欲というか、何もしないよりは、それはいろいろ何でも、いろんな情報を集めて話に乗るのもそれも一つのそれはそれで認めますが、その中に隠されたいろんなそういうものがあるわけですよ。たまたま私は、そういったコンサルタントビジネスというのはどういったことかと、そういう本質をちょっと研究したことがありますから、そうすると、おおむね、あまりビジネスの本質としては、これはやはり生き馬の目を抜くような、そういったものすごい実は本質的に隠されたものがあるんだということは、やはり、こちらがあまり人の良い、そういうものがあると、そこにつけ込んで、ますますね、いわば要するに騙されるような結果を招いてしまうんじゃないかと、そういうものが私なりに懸念した、そういうことで申し上げたことなんです、それと、ちょっと職員がどうのこうのには答えてないんだけど、もし、そういう今回このような、ちょっと私にとっては、これ議会の同僚の皆さんも今回のこのような、そういうことは異様ななど、異様なことだと。要するに、一企業のそういう先兵となるというか、そういうものに動かされて、なんだ、これでは、もうコンサルタント会社に西郷村がかき回されているんじゃないかと、そういう懸念をしていたわけです。村長は、そういうことはないんだというような考えを持っているだろうと思うんですが、それにしても、やはりよくよく、そういうことをやっぱり気をつけながら、今後そういうことに対処していただきたいと、このように思います。それと、あまり、そういうコンサルタント会社だって、これビジネスですから、やはり自分たちの利益第一に考えるわけですよ。ビジネス上はクライアント、いわゆる今回は西郷村、お客のためにいろんな利益を提供してお手伝いしますという、そういう業務内容でしょう。ところが、やっぱり本質は、あまねくビジネス、すべて同じように、まず自分の会社の利益第一で考えるわけでしょう。そうじゃなきゃ社員も雇えないし、一切成り立たないわけですから。そういう前提とすれば、これはおのずと、そういう道理に従って、我々も心しかかからなければならぬということですよ。今後あまりそういうことに頼らないで、先ほど申し上げたように村独自で、これだけの100何十人、200人になると、スタッフ、人員がおるわけですから、それをなぜ鍛え直して、村長はやはり叱咤激励し

ながら、どんどんやらせなきゃだめだと思うんですよ。そういうことを私からひとつお願いして質疑を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ごもっともなご意見でございますので、心してかかりたいと思っております。先ほどATカーニーの社長と私申し上げましたが、梅沢さんは日本の社長さんでございますので、訂正させていただきます。ひとつ、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑はありませんか。
（「質疑なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第90号「平成23年度西郷村一般会計補正予算（第9号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第90号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◎議案第91号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第12、議案第91号に対する質疑を許します。
（「質疑なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第91号「平成23年度西郷村墓地特別会計補正予算（第2号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第91号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◎議案第92号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第13、議案第92号に対する質疑を許します。
（「質疑なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第92号「平成23年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」、
本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第92号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◎議案第93号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第14、議案第93号に対する質疑を許します。
（「質疑なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第93号「平成23年度西郷村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」、
本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第93号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◎議案第94号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第15、議案第94号に対する質疑を許します。
（「質疑なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第94号「平成23年度西郷村農業集落排水特別会計補正予算（第4号）」、
本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第94号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◎議案第95号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第16，議案第95号に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第95号「平成23年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」、
本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第95号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◎議案第96号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第17，議案第96号に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第96号「平成23年度西郷村水道事業会計補正予算（第3号）」、本案に対
する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第96号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◎議案第97号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第18，議案第97号に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第97号「平成23年度西郷村工業用水道事業会計補正予算（第4号）」、本

案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第97号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◎議案第98号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、追加日程第1, 議案第98号に対する質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を用いないで採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第98号「西郷村固定資産評価審査委員会委員の選任について」、賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第98号は、原案どおり承認されました。

◇

◇

◇

◎諮問第3号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、追加日程第2, 諮問第3号に対する質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を用いないで採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦について」、賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、諮問第3号は、原案どおり承認されました。

◇

◇

◇

◎請願・陳情に対する委員長報告(3件)

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第19, 請願・陳情に対する委員長報告であります。

陳情第4号に対する委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、7番秋山和男君。

○総務常任委員長(秋山和男君) 7番、総務常任委員長審査報告いたします。

総務常任委員会に付託されました陳情1件につきましては、継続審査になっており

ましたが、12月2日、午前11時15分より第二会議室において全員出席の下、委員会を開催し審査いたしました。

慎重審議の結果、陳情第4号「西郷村ニュータウン（大字熊倉字東高山1-336）付近の分譲地に対する陳情書」につきましては、継続審査と決しました。

以上、ここにご報告をいたします。

○議長（鈴木宏始君） 委員長の報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をします。

継続審査にかかる陳情第4号を採決します。

陳情第4号に対する委員長の報告は継続審査であります。委員長報告のとおり決定することに賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、陳情第4号は、継続審査と決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（鈴木宏始君） 続いて、請願第5号に対する委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、4番藤田節夫君。

○文教厚生常任委員長（藤田節夫君） 4番、文教厚生常任委員長の藤田です。請願の審査報告にあたり、今回付託されました請願につきましては、本来であれば委員長の私が報告するところではありますが、今回の請願につきましては、私が紹介議員になっているものですから、審査報告につきましては、副委員長から報告いたしますのでよろしくをお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 副委員長、1番鈴木勝久君。

○文教厚生常任副委員長（鈴木勝久君） 1番、文教厚生常任委員会副委員長、委員長に代わりまして、私から審査報告をいたします。

12月2日、午後1時20分より第二会議室におきまして、全員出席の下、委員会を開催し審議いたしました。

請願事項の各項目にわたり慎重に審議した結果、請願の趣旨全体をとらえ採択したほうが結果的に良い結果が望めるとの委員全員の意見合意に達し、請願第5号「公的年金の改悪に反対する意見書を求める請願書」につきましては、採択すべきものと決しました。以上、ここにご報告いたします。

○議長（鈴木宏始君） 副委員長の報告が終わりました。

副委員長の報告に対する質疑を許します。5番金田裕二君。

- 5 番（金田裕二君） ただいまの請願に対して反対ではございませんけれども、参考に伺いたいことがありますので、お願いします。

文面の中の記の下の 3 番目、4 番目のところに、無年金者にも給付することというふうな文言がございます。以前にもこういった請願が出た経過があったと思っております。この無年金者にも給付というのはいかがなものかなというふうに思っておりますので、参考までに、例えば西郷村での無年金者というのはいくらくらいなのか、まずそれを、当然検討されたと思っておりますので、お聞きしたいと思えます。

- 議長（鈴木宏始君） 文教厚生常任委員会副委員長、鈴木勝久君。

◎休議の宣告

- 議長（鈴木宏始君） 暫時休議します。

（午後 2 時 4 0 分）

◎再開の宣告

- 議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後 2 時 4 3 分）

- 議長（鈴木宏始君） 1 番鈴木勝久君。

- 文教厚生常任副委員長（鈴木勝久君） 金田議員にお答えいたします。

村に無年金者が何人おられるかという質疑でしたが、委員会の中では人数に関しては出てきませんでした。以上です。

- 議長（鈴木宏始君） 5 番金田裕二君。

- 5 番（金田裕二君） 5 番金田です。村内には無年金者がどのくらいいるかということは全然審議の過程で出なかったということを知りました。

こういった大事な審議するのに、村内にどのくらいいるのかということを知りませんでしたといううえでの、それも給付することとか、その下にもありますよね、現在の無年金者にも適用すること、そういうことが審議されること自体が不思議でございます。以前、こういった案件が出た場合に、結局積み立ても何もしていない方にも年金を支給しろということになっているんですね。そういったものは、これ公平を欠くんじゃないかということで、以前否決になった経過がございます。ですから、私は伺ったわけがございます。決して反対ではございませんけれども、その無年金者についてのそういった、こういったものはどうなのかという先ほどの報告では、全員一致において決まったというふうに伺いましたけど、そういった、これはどうなのかという少数意見はなかったということですか、お伺いします。

- 議長（鈴木宏始君） 1 番鈴木勝久君。

- 文教厚生常任副委員長（鈴木勝久君） 5 番議員にお答えいたします。

少数意見では出ました。出ましたが、今、国で 68 歳までの支給引き上げ等々の話も出ていましたので、それを加味しますと、無年金の部分は国に出して、そこで改めて審議していただければいいと思ひまして、その前の 68 歳のほうが優先しましたもので、このような結果になりました。

- 議長（鈴木宏始君） 5 番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 68歳の件が主で、この無年金者については異議があったけれども削除する意向はなかったということでございますね。当然、年金を積まないで年金だけもらおうという、そういったことを国に請願するというのもおかしいことだなと思ったんですね。年金積まなくてももらえる、こんないいことはないです、世の中に。そういったものが全国から出て、無年金者にも年金払うようにということが決まるとは思っておりませんが、これはやはり慎重に考えるべきだったんじゃないかなというふうに思っております。多分慎重に考えられたんでしょうけれども、その無年金の分については審議も何もなかったということでございますね。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○文教厚生常任副委員長（鈴木勝久君） 5番議員にお答えします。

先ほども申し上げましたが、少数意見で出たことは間違いありません。ですが、ここで議論するのは、しましたが、国に上げて、より良い審議をしていただこうと、そういうことでございます。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） はい、了解しました。

最初の委員長の報告の中で、そういった少数意見もございましたということをお知らせいただきありがとうございます。以上です。別に請願に対しては異議があるものではございません。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をします。

請願第5号に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、請願第5号は、採択と決定しました。

◇

◇

◇

○議長（鈴木宏始君） 続いて、陳情第5号に対する委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、14番後藤功君。

○産業建設常任委員長（後藤 功君） 14番、産業建設常任委員会に付託されました陳情1件につきまして、12月2日、本会議終了後、全員出席の下、委員会を開催いたしました。

慎重審議の結果、陳情第5号「村道22号線の拡幅改良工事に関する陳情書」は、採択すべきものと決しました。以上、報告いたします。

○議長（鈴木宏始君） 委員長の報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を許します。16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 16番、ただいま委員長から採択すべきものとの報告がございました。

その採択すべきものとの理由を出していただきたいと思います。これは、採択は採択の理由がありますし、不採択は不採択の理由がありますし、継続は継続の理由があるんです。その理由の趣旨はなんであるかということ、これは同一委員会はわかっていますが、同一委員会でなければ何が採択になったのか、何か継続になったのか、これ全然分からないんですよ。ですから、採択になった、その理由、その趣旨を、ひとつつ委員長からご報告願えれば幸いですと思います。よろしくお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○産業建設常任委員長（後藤 功君） お答えします。

なぜ採択になったかということですが、これはいわゆる村道22号線、これ長坂・米線という16番議員存じておると思いますが、長年この道路につきましては、地区住民、特に長坂住民は不便を来しておった。以前にも陳情、あるいは私自身がこの問題を取り上げて村当局に対して建設促進を促してきたわけでございます。それで、今回また同じような建設改良拡幅工事に関する陳情書ということで、是非道路を改良してくれと。理由については、要するに交通量が頻繁である。それから、子どもたち、あるいは歩行者、今、交通、大変支障を来しておる。近年は、特に国道4号線のバイパス的な、その地理にちょっと詳しい人はあの道路を通ると国道4号線金勝寺方面に抜ける迂回路として利用する人が多いんだと。ますますその交通が増大して、本当に危険な状態であるという並々ならぬ訴えでありまして、これは全員、正にそのとおりであって、これは早急に建設してもらわなければ困ると、そういうことで全員一致採択と決したわけでございます。

○16番（室井清男君） 了解。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決をします。

陳情第5号に対する委員長の報告は採択すべきものであります。委員長の報告のとおり決定することに賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、陳情第5号は、採択すべきものと決定しました。

◇

◇

◇

◎発議第8号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第20、発議第8号を議題といたします。

発議第8号は、ただいま採択されました陳情に伴う意見書提出の議案でありますので、議案の朗読、提案の理由の趣旨説明を省略し、質疑、討論につきましても省略して採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認め、これより採決を行います。

発議第8号「公的年金の削減に反対する意見書の提出について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、発議第8号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◎発議第9号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第21、発議第9号を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。議会事務局長。

（事務局長、発議書により朗読）

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第21、発議第9号に対する趣旨説明を求めます。

15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 15番、発議第9号「東京電力福島第一原子力発電所の事故による賠償範囲地域除外に対する決議文について」の趣旨説明を申し上げます。

平成23年12月6日に開かれた文部科学省所管の原子力損害賠償紛争審査会において、避難指示等が出ていない地域から自主的に避難した住民及び避難せず住み続けていた住民への精神的不安等による賠償地域の範囲を決定した。この決定は、地域の放射線の実情や住民感情を理解せず、安易に郡単位などによる実態を無視した杓子定規で一方的な決定であります。西郷村を含む西白河郡、白河市、東白川郡、そして会津地域を賠償地域から除外したことは、福島県民を分断することにつながり、全く納得がいくものではありません。原発事故による放射能の影響は県内全域に及んでおり、日常生活の基盤が脅かされるなど、その精神的苦痛は福島県内どこの自治体も同じであります。原子力損害賠償紛争審査会は、県内各地域の放射線量を詳細に精査し、住民の意識を的確に反映しなくてはならない。政府及び原子力損害賠償紛争審査会は、実情に合った適切なる決定をし、原子力賠償地域に組み入れるよう強く抗議する。

したがって、関係行政庁に決議文を提出することが適切と認め、賛成議員と連署のうえ提出したものでございますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 趣旨説明が終わりました。

発議第9号に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第9号「東京電力福島第一原子力発電所の事故による賠償範囲地域除外に対する決議文について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、発議第9号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◎議員派遣の件

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第22, 議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第122条の規定により、議員の派遣について議会の議決を求めるものです。

おはかりいたします。

お手元に配付したとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定いたしました。

◇

◇

◇

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

◎総務常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

◎産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

◎文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

◎放射能対策特別委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第23から日程第27までの各常任委員会及び特別委員会の閉会中の所管事務及び所掌事務調査の件を議題といたします。

お手元に配付しましたとおり、各委員長から、会議規則第75条の規定により所管事務及び所掌事務調査について閉会中の継続調査の申し出がございました。

おはかりいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◇

◇

◇

◎例月出納検査結果報告

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第28, 例月出納検査の結果報告を求めます。

監査委員、鈴木光明君。

○代表監査委員（鈴木光明君） 例月出納検査の結果につきまして、ご報告申し上げます。

平成23年8月期から10月期までの3か月分の例月出納検査の結果につきましては、皆様のお手元に配付いたしました検査結果報告書のとおりでございますので、ここにご報告申し上げます。以上です。

○議長（鈴木宏始君） 報告が終わりました。

◇

◇

◇

○議長（鈴木宏始君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

◇

◇

◇

◎閉会の宣告

○議長（鈴木宏始君） 以上をもちまして、平成23年第4回西郷村議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午後3時02分）

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成23年12月9日

西郷村議会 議長 鈴木 宏 始

署名議員 南 館 かつ え

署名議員 藤 田 節 夫